

# 市税は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

## 納付を忘れてしまうと

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差押えなければならないとされています。市では、納期限内に納税されている方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、法律に基づく差押えなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※平成27年中の延滞金の率は、法律の規定により年9.1パーセントです(ただし、平成27年中は納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年2.8パーセント)。

## 納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

### 休日夜間 納税・相談窓口の開設

- ▶休日 毎週日曜日の午前8時30分～正午
- ▶夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時  
※年末年始、祝日を除く
- ▶場所 収納課

## 平成27年度 市税納期限一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月30日	8月31日	11月2日	12月25日
固定資産税 都市計画税	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月1日	7月31日	9月30日	11月30日
軽自動車税	全期			
	6月1日			
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日
	第5期	第6期	第7期	第8期
	11月30日	12月25日	2月1日	2月29日
	第9期			
	3月31日			

# 軽自動車税

## 税制改正1年延期のお知らせ

「市報ぎょうだ」1月号の8ページに掲載した「原付自転車および二輪車など」の軽自動車税が平成27年度から税額が変更になるとお知らせしましたが、平成27年度の税制改正により1年延期されました。よって、平成28年度から税額が引き上げとなります。

区分		年税額	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他のもの(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円
軽二輪車	125cc超250cc以下のオートバイ	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超のオートバイ	4,000円	6,000円

▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線235)

## 市税の納付は口座振替のご利用を

税金の督促状が届き、初めて納めていないことに気付いたことはありませんか。「うっかり」ということもあるでしょう。それを防ぐのが口座振替です。

一度手続きをすれば、市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、納付のために金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、确实・便利な口座振替をご利用ください。

▶申し込み 市内全ての金融機関で申し込みできます。預金通帳と通帳届出印を持参し、各金融機関窓口または収納課で手続きをしてください。

## コンビニで納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付することができますので、ぜひご利用ください。

### ▶コンビニで納付できない納付書

- ・納期限を過ぎた納付書
  - ・バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取れない納付書
  - ・各期別(1枚当たり)の納付額が30万円を超える納付書
  - ・金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書
- ※この場合は、金融機関などをご利用ください

▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)

# トラック型防犯ブザー で安心・安全



3月25日、(一社)埼玉県トラック協会行田支部長の坂本和雄さんが教育委員会を訪れ、トラック型防犯ブザー735個を寄贈しました。

この日寄贈されたブザーは、入学式に市内全ての新入学児童に配布されました。このブザーを身に付けることで、児童らは日常生活を安心安全に過ごすことができます。

▶問い合わせ 教育総務課庶務担当 ☎556-8311



- ・自転車利用者の交通マナーの低下
- ・危険走行による自転車事故の増加
- ・自転車事故による高額賠償事例の増加

### 条例の概要

#### ▼主な関係者の責務

【市の責務】市民や関係団体などと連携を図り、自転車の安全な利用に関する施策を総合的に推進します。  
【市民の責務】自転車の安全な利用につ

「行田市自転車安全利用促進条例」は、自転車の安全な利用について、市・市民・自転車利用者・事業者・関係団体など皆さんの責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用に関する基本的な事項を定めることにより、市民に自転車を安全かつ快適に利用していただくことを目指して制定しました。

【自転車小売業者の責務】顧客などに対し、自転車の安全な利用や点検・整備について適切な助言を行うとともに、自転車損害保険などへの加入促進に努めるものとします。  
【レンタサイクル業者の責務】利用者に對し、自転車の安全な利用に関する情報提供や助言をするよう努めるとともに、貸し出し用自転車の点検・整備を十分行うものとします。

【事業者の責務】従業員の自転車の安全な利用に努め、積極的に安全利用の取り組みを行うものとします。  
【関係団体の責務】自転車の安全な利用に関する取り組みを、積極的に行うよう努めるものとします。

【自転車利用者の責務】車両の運転者として責任を自覚し、道路交通法やその他の関係法令を守り自転車を安全に利用するものとします。また、自転車の交通事故防止に関する知識を習得するとともに、交通事故の損害賠償に対応するため、自転車損害保険などへの加入に努めるものとします。

#### ▼主な自転車の安全利用対策

- ・市で実施する自転車の安全利用対策
- ・特に児童、生徒、高齢者に対する自転車交通安全教育を実施します。
- ・自転車の安全な利用に関する啓発活動や広報活動を実施します。
- ・自転車損害保険などへの加入を促進するため、啓発活動や広報活動を実施します。
- ・自転車の利用環境の整備に努めます。

#### 【乗車用ヘルメットの着用】

- ・幼児や児童・生徒が自転車を利用するときや、幼児や児童を自転車で乗せるときには、ヘルメットを着用させるよう努めるものとします。
- ・65歳以上の高齢者が自転車を利用するときには、ヘルメットの着用を努めるものとします。

市では、今後も交通安全教育や啓発活動を通じて、自転車の安全な利用に関する意識の普及に努めます。市民の皆さんのご協力をお願いします。

▶問い合わせ 防災安全課交通担当(内線284)

# 行田市自転車安全利用促進条例が施行されます

6月1日から

